

令和3年9月6日

保護者の皆様へ

名古屋市教育委員会
名古屋市立神の倉小学校長
石田 寛一

モバイルルーターの無償貸与のお知らせ

日ごろは本校の教育活動に対しまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、名古屋市教育委員会では、児童生徒に1人1台の配備を行いました学習者用タブレット端末を家庭学習でも活用することができるよう、端末の家庭への持ち帰りを進めております。ご家庭で端末を活用してデジタルドリル教材やインターネットを活用した調べ学習などに取り組むためには、ご家庭に無線のインターネット接続（Wi-Fi）環境が必要となります。

そこで、先般タブレット端末の動作確認を行っていただいた際に、Wi-Fi環境がなく端末をインターネット接続することができなかつたご家庭には、市が購入したモバイルルーターを無償で貸与（機器のみ無償。通信契約及び通信に係る費用等は保護者負担）いたします。ご希望の場合は、9月8日までに、下記にしたがい必要書類を学校にご提出ください。

なお、本市貸与のモバイルルーターを利用せず、ご家庭において任意の通信事業者から通信契約付きのモバイルルーターを購入又はリースしていただくことも可能です。また、すでに家庭のパソコンでインターネットを有線で利用している場合は、モバイルルーターの貸与を受けて新たに通信契約するよりも、ご自宅のモデムにWi-Fiルーター（無線アクセスポイント）を設置するほうが経済的な場合があります。現在のご家庭の通信環境により、最適な整備方法が異なりますので、詳しくは契約している通信事業者などにご相談のうえ、ご検討いただきますようお願いいたします。

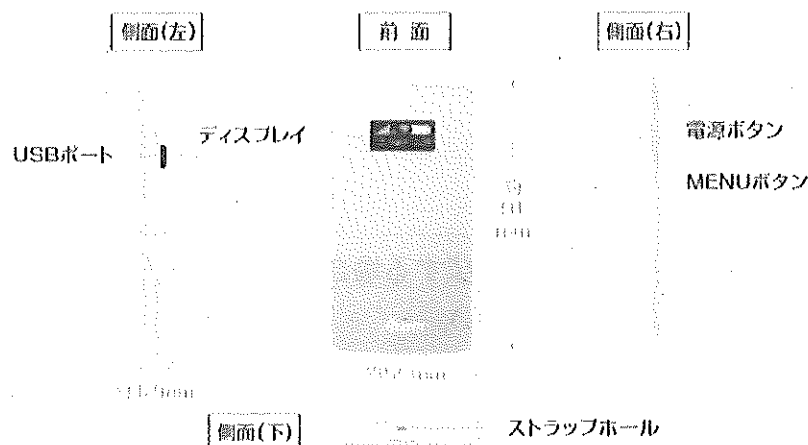
記

1 貸与するモバイルルーターの概要

(1) 貸与機器

モバイルルーター本体（製品名：Aterm MP02LN/ACアダプタ・USBケーブル付属）

※通信に必要なSIMカードは付属していません。



(2) 通信契約

貸与したモバイルルーターには、保護者において通信事業者※1 とデータ通信の通信契約を行い、SIMカード※2 を取り付けていただく必要があります。

※1 貸与するモバイルルーターのメーカーにおいて、接続確認のできた通信事業者のリストは別添①のとおりです。また、このうち、料金プランの紹介にご協力いただいた通信事業者の料金プランを別添②に掲載しましたのでご参照ください。

※2 SIMカードの規格はナノSIM (nano SIM) です。

(SIMカードには、標準SIM/マイクロSIM/ナノSIMの3種類のサイズがありますのでご注意ください。)

(3) 費用負担

モバイルルーターは無償で貸与しますが、通信契約の締結、通信費及び充電に係る電気代の支払い等は保護者において行ってください。また、貸与した機器が破損・紛失した場合は、修理等に要する費用をご負担いただくことがあります。

(4) データ使用量

通常の家庭学習で使用するデータ量は、月あたり3～5GB程度を想定しています。

[想定する状況] 宿題をデータ送信で提出する。オンラインで1日30分～1時間程度の調べ学習を行う(動画は閲覧しない)

※児童生徒が積極的にオンラインの学習に取り組んだり、休校時等にオンライン授業を受けたりする場合は、より多くのデータ使用量が必要になる場合があります。

2 モバイルルーターの貸与手続き等

(1) 貸与の対象となる方

市内の小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、ご家庭に無線のインターネット接続環境がない方

(2) 貸与台数

貸与台数は、ご家庭の小・中・特別支援学校に在籍するお子様1人につき1台までです。(1台のモバイルルーターには10台まで端末を同時に接続できます。モバイルルーターには1台ごとに通信契約・通信料をご負担いただく必要がありますのでご留意ください。)

(3) 貸与期間

児童生徒が在籍する学校から卒業(又は転校)するまでの間

※ご家庭において別途、Wi-Fi環境を整備したことによりモバイルルーターが不要になった場合はご返却ください。

※返却の際は、通信契約の解約手続きを各自において行ってください。

(4) 提出書類

モバイルルーターの貸与を希望する場合は、添付の「モバイルルーターの使用に関する同意書」を学校にご提出ください。

※貸与台数はお子様1人に1台までです。複数のお子様にも1台ずつ貸与を希望する場合は、1人につき1枚、同意書をご提出ください。

(第2号様式)

モバイルルーターの使用に関する同意書

(あて先) 名古屋市教育委員会教育長

モバイルルーター及びその使用のために必要な附属品(以下「貸与物品」といいます。)の貸与を受けるに当たり、以下の事項について確認のうえ、同意します。(□に✓(チェック)を入れてください)

しめ切り 9月8日

□ 以下の「モバイルルーターの使用に関する同意事項」を確認し、貸与物品を丁寧かつ適正に取り扱い、すべての事項を遵守します。

年 月 日 名古屋市立 神の倉小学校

年 組 番 児童生徒氏名

保護者氏名(自署)

モバイルルーターの使用に関する同意事項

- 貸与物品は責任を持って管理し、貸与期間終了後は速やかに返却します。
- 貸与物品の管理運営・取扱にあたり必要な場合は、教育委員会の指示に従います。
- 貸与物品の使用に関し、以下の禁止事項を行いません。
 - (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
 - (2) 貸与物品を売却、廃棄又は破損すること。
 - (3) 貸与物品を学習活動、その他学校長が定める用途以外に使用すること。
 - (4) 貸与物品を利用し、使用者以外の者に対して被害や悪影響を与えること。
 - (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。
- インターネット通信に係る経費(通信契約に係る手数料その他のインターネット接続に要する一切の経費をいいます。)や充電の際の電気代については、家庭で負担します。
- 貸与物品について、紛失、盗難、破損、故障等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上で、学校の指示に従います。